

弘前学院大学個人研究費規程

(目的)

第1条 この規程は本学専任教員の個人の研究及び教育に係る直接必要な経費（以下「個人研究費」という。）の使用について定めるものとする。

(額の決定)

第2条 個人研究費の額は、理事長が定める。

(対象)

第3条 本学専任教員である、教授・准教授・講師・助教・助手とする。

(区分)

第4条 理事長が定めた額の範囲内において、学内諸規程・基準に基づき、次の区分に応じて使用することができる。

- (1) 機器備品
- (2) 図書
- (3) 研究経費（研究用品、雑誌、資料、その他消耗品等）
- (4) 各種学会費
- (5) 研究旅費
- (6) その他（学長が必要と認めるもの）

(機器備品・図書)

第5条 個人研究費によって購入した機器備品及び図書は、本学に帰属し資産に登録される。ただし、専任教員として在籍中は、各自がこれを管理し専用することができる。

(研究旅費)

第6条 研究旅費は、研究（学会出張及び研究（研修）会並びに研究調査）のためのものとし、原則として国内旅行に充てるものとする。ただし、海外旅行については学長と協議し認められたものに限り。

2 研究旅費は各個人研究費の50%を限度とし、本学旅費規程に基づいて支出するものとする。

(支出手続)

第7条 個人研究費の支出については、第4条の各区分に対応する所定の様式にて申請し支出する。

(申請期限)

第8条 個人研究費の申請期限は、毎年度2月末までとし、翌年度に繰り越すことはできない。

(購入物品の返却)

第9条 専任教員が本学の専任教員でなくなった場合は、その在任中個人研究費によって購入した物品を返却するものとする。

(執行方法)

第10条 経費の執行方法については、大学経常費の取り扱いと同様とする。

(改正)

第11条 この規程の改正は、理事長が理事会の議を経てこれを行う。

附 則

この規程は、1971（昭和46）年4月1日から施行する。

この規程は、2019（平成31）年2月22日から改正施行する。